

# 兵庫医科大学大学院学則（案）

## 第1章 総 則

### （設置）

第1条 本学に、兵庫医科大学大学院（以下「本学大学院」という。）を置く。

### （目的）

第2条 本学大学院は、建学の精神にもとづき、医学・医療の諸理論とその応用について学修・研鑽し、崇高な人間愛を有し、創造性豊かな自立した医学研究者、並びに高度な専門知識・技術を有する医療人を育成する。そのために必要な高度の研究実践能力とその基盤となる豊かな学識を培い、さらに研究活動によって得た成果を社会に還元することで医学・医療の発展に寄与する。

### （研究科の目的）

第3条 各研究科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 医学研究科は、医科学専攻と先端医学専攻を設け、医学に関する高度な専門知識・技術を修得し、高い医学・研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる高度な研究能力を育成する。研究活動によって得た成果を社会に還元し、また、研究成果を世界に発信し、医学・医療の進歩に貢献できる人材を育成する。
- 2 薬学研究科は、医療薬学専攻を設け、薬学研究を志す者に、薬学に関する高度な専門知識と研究手法を修得させ、高い課題発見能力と研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる力を育成する。研究成果を世界に発信し、地域社会に還元し、薬学の進歩に貢献できる薬剤師、薬学研究者を育成する。
- 3 看護学研究科は、看護学基礎研究領域及び看護学課題研究・高度実践領域の2領域を設け、それぞれの看護実践の科学的根拠となる基礎理論及びその応用について体系的に学修する。人間性豊かな看護専門職者として、看護学の専門的知識と技術に立脚し、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力、並びに看護現象を科学的に解明する教育・研究能力を育成する。
- 4 医療科学研究科は、リハビリテーション科学領域として、病態運動学分野及び人間活動科学分野の2分野を設け、それぞれの分野において必要となる理論並びに技術を教授することで、社会に有益な人材を輩出しようとするものである。各分野内には研究を主とするコースと、高度実践専門職者の育成を目指すコースをおき、教育研究活動を推進する人材及びより高度な臨床実践能力をもつ人材を育成する。

### （内部質保証）

第4条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、もって本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い公表する。

② 内部質保証に関し必要な事項及び実施体制等は、別に定める。

(研究科)

第5条 本学大学院に次の研究科を置く。

- 1 医学研究科
- 2 薬学研究科
- 3 看護学研究科
- 4 医療科学研究科

(専攻、課程及び定員等)

第6条 前条に規定する各研究科の専攻、課程、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻	課程	入学定員	収容定員
医学研究科	医科学専攻	博士課程	40名	160名
	先端医学専攻	博士課程	20名	80名
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	3名	12名
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	8名	16名
医療科学研究科	医療科学専攻	修士課程	8名	16名

(課程の目的)

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

② 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第8条 修士課程の標準修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えてはならない。

- ② 博士課程の標準修業年限は4年とし、在学年限は8年を超えてはならない。
- ③ 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出た時は、医学研究科を除き、各研究科の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。(以下「長期履修」という。)
- ④ 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 組織運営

(教員組織)

第9条 研究科における授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という)は、研究科ごとに大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)に定める資格を有する

教員（以下「大学院担当教員」という。）が担当するものとする。

- ② 大学院担当教員は、学部、研究所等の教員が兼ねることができる。
- ③ 医学研究科の各専攻に、研究の指導、学位論文の作成等の指導にあたり、学位申請における責任を担う者を置き、第1項に定める「大学院担当教員」のうち医学研究科の教授（以下「指導教授」という。）がこれに充たる。ただし、第1項に定める医学研究科の教員のうち教授以外の者から、学長が指名する者をもって指導教授の任を委嘱することができる。

（研究科長）

第10条 各研究科に研究科長を置き、基礎となる学部の学部長をもって充てる。

- ② 研究科長は、各研究科の学事を統括する。

（研究科教授会）

第11条 各研究科に研究科教授会を置く。

- ② 研究科教授会組織は以下のとおりとする。
  - 1 医学研究科の研究科教授会は、研究科長及び専任の教授をもって構成する。
  - 2 薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科の研究科教授会は、研究科長並びに研究指導教員又は研究指導補助教員である専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。
  - 3 いずれの研究科教授会も、研究科長が必要と認めた場合は、構成員以外の教職員を出席させることができる。
- ③ 研究科教授会は、次の事項を審議し、学長が当該事項を決定するに当たり意見を述べるものとする。
  - 1 学生の入学、進級及び課程の修了に関する事項
  - 2 学位の授与に関する事項
  - 3 学生の身分に関する事項
  - 4 教育課程に関する事項
  - 5 教員の人事に関する事項
  - 6 研究に関する事項
  - 7 教育研究に関する規程の制定、改廃に関する事項
  - 8 学位論文に関する事項
  - 9 研究科の運営に関する重要な事項
  - 10 その他学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と定める事項
- ④ 前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。
- ⑤ 研究科教授会に関する規程は、別に定める。

### 第3章 教育方法等

（教育方法）

第12条 本学大学院の教育は、研究科が定めるところによる所定の科目の授業並びに研究指導等によって行う。

② 前項の教育は、多様なメディアを高度に利用し、当該教育を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

③ 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数等)

第13条 研究科の専攻別授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(履修科目の選定及び届出)

第14条 履修する授業科目の選定は、医学研究科は指導教授、その他の研究科は研究指導教員の承認を受けた後、学長に届出るものとする。

(他の専攻分野の授業科目等の履修)

第15条 学長は、指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めたときは、研究科教授会の意見を聴き、他の専攻分野の授業科目等を履修させ、これを所定の単位に充当することができる。

(他大学の大学院等の授業科目の履修並びに研究指導)

第16条 学長は、指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めたときは、研究科教授会の意見を聴き、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、15単位を超えない範囲でこれを所定の単位に充当することができる。

② 学長は、前項のほか、必要なときは、他大学の大学院等において研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生にあつては、研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科において、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前の大学院における既修得単位(科目等履修生等として修得した単位を含む。)について、本学大学院において修得した単位として認めることができる。

② 前項により、本学大学院において修得した単位として認めることができる単位数は、他大学の大学院等における履修認定単位数とあわせて15単位を超えないものとする。

#### 第4章 試験、課程の修了要件及び学位

(試験)

第18条 専攻分野の正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、所定の期間内に試験(以下「科目試験」という。)を行う。ただし、平常の成績及びレポート等により、

科目試験に代えることができる。

② 科目試験の実施方法は、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(追試験)

第19条 学長は、疾病その他のやむを得ない事由によって、科目試験を受けられなかった者に対しては、追試験を行うことができる。

(成績の評価)

第20条 科目試験の成績評価は、別に定める。

(単位の認定)

第21条 前条の規定により科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(修了要件)

第22条 修士課程の修了の要件は、本学大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

② 博士課程の修了の要件は、本学大学院に4年以上在学し、研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本学大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第23条 学位論文及び最終試験に関する事項は、別に定める。

(学位論文の審査等)

第24条 学位論文及び最終試験は、研究科教授会の意見を聴き、学長が合否を決定する。

(学位の授与)

第25条 学長は、前条により本学大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する

研究科名	専攻名	課程	学位
医学研究科	医科学専攻	博士課程	博士(医学)
	先端医学専攻	博士課程	博士(医学)
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	博士(薬学)
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	修士(看護学)
医療科学研究科	医療科学専攻	修士課程	修士(医療科学)

- ② 医学研究科において、学長は、博士課程を経ない者又は修了しない者で、学位規程に定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者には、博士(医学)の学位を授与する。
- ③ その他学位に関する必要な事項は、兵庫医科大学大学院学位規程(以下「学位規程」という。)に定める。

## 第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第26条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第27条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第28条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

1 日曜日

2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

3 春季休業日

4 夏季休業日

5 冬季休業日

- ② 前項第3号から5号については、別に定める。
- ③ 必要がある場合は、学長は、第1項の休業日を変更することができる。
- ④ 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第6章 入学、休学、退学等

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第30条 医学研究科博士課程及び薬学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- 2 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 3 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 4 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、

薬学又は獣医学)を修了した者

- 5 文部科学大臣の指定した者
  - 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号又は第2号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- ② 看護学研究科修士課程及び医療科学研究科修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、看護学研究科修士課程においては、看護師免許を取得している者とする。
- 1 大学を卒業した者
  - 2 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
  - 3 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
  - 4 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者
  - 5 文部科学大臣の指定した者
  - 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(入学者の選考)

第31条 入学者は、研究科教授会で選考の上、学長が合格者を決定する。

- ② 選考方法は、各研究科の定めるところによる。

(入学手続き)

第32条 前条の選考に合格した者は、指定する期日までに、入学金、授業料等を納入するとともに、本学大学院所定の書類を添えて入学の手続きを完了しなければならない。

(入学許可)

第33条 学長は、前条の手続きを完了した者につき、入学を許可する。

- ② 入学を許可された者が、指定の期日までに前条の手続きをしないときは、入学許可を取消す。

(休学及び復学)

第34条 疾病その他のやむを得ない事由により、3ヶ月を超えて出席することができないときは、事由を具して保証人連署の上学長に願い出て、その許可を得、休学することができる。ただし、疾病の場合は、診断書を添付しなければならない。

- ② 疾病その他の事由により修学することが不相当と認められる場合には、学長は休学をさせることができる。
- ③ 休学期間は、医学研究科はその年度末までの1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができるが、通算して2年を超えることはできない。その他の研究科は、連続して2年又は通算して修業年限を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができる。
- ④ 休学期間は、これを在学期間に算入しない。

- ⑤ 休学している者又は休学期間を終了した者が、復学しようとするときは、その事由が消滅したことを証する書類を付した復学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、疾病などによる休学の場合は、休学事由が消滅したと認めた医師の診断書を添付しなければならない。この場合、本学は、本学が承認した医療機関又は医師の診断書を提出させることがある。

(退学)

第35条 疾病その他のやむを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、保証人連署で学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。

(転入学、再入学)

第36条 他大学の大学院から転入学を志願するときは、選考の上許可することがある。

- ② 学長は、前条の規定により退学した者で、再入学を願い出た者については、欠員のある場合又は、教育に妨げのない場合に限り、選考により相当の学年に入学を許可することがある。
- ③ 既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。
- ④ 修業すべき年数の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(外国留学)

第37条 外国の大学院に留学を志望する学生は、書面をもって学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- ② 前項の許可を得て留学した期間は、第22条に定める課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。
- ③ 外国留学において、修得した単位の取扱いは、第16条第1項の規定を準用する。

(専攻の変更)

第38条 学長は、専攻の変更を志願するときは、選考の上許可することがある。

- ② 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、学長が行う。

(除籍)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者については、研究科教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 1 死亡、又は長期にわたり行方不明の者
- 2 第8条の在学年限を超えた者
- 3 第34条第3項の休学期間を超えた者
- 4 授業料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- 5 疾病、その他の事由により成業の見込みがないと認められる者
- 6 他の大学院、大学、短期大学、又は高等専門学校に在籍していることが明らかになった者



② 除籍の手続きについては、別に定める。

## 第7章 学生行動規範

第40条 学生の心得、規律等については、別に定める。

## 第8章 賞 罰

(表彰)

第41条 学業成績が特に優秀な者、又は他の学生の模範となる行為をした者は、表彰する。

② 表彰は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

(懲戒)

第42条 本学の規則に違背した者、又は学生の本分に反する行為があった者は、懲戒に関する手続きを経て懲戒する。ただし、その情状によっては、懲戒の程度を軽減し、あるいは懲戒しないことがある。

② 懲戒は、戒告、停学及び退学の3種とする。

③ 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。

- 1 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
- 2 ハラスメント等、著しく人権を侵害する行為
- 3 学生の本分に背く行為
- 4 本学の名誉を汚す行為
- 5 本学の学則及び規程に違反する行為
- 6 研究倫理に反する行為
- 7 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為

④ 懲戒は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

⑤ 懲戒に関する規程は、別に定める。

## 第9章 学 費 等

(入学検定料及び授業料等)

第43条 入学検定料及び授業料等については、別表2に示すとおりとする。

② 授業料等は、次の期間に納付しなければならない。

1 医学研究科

一年分 4月1日から4月15日まで

2 薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科

前期分 4月1日から4月15日まで

後期分 10月1日から10月15日まで

(休学、復学、退学及び除籍の場合の授業料等)

第44条 休学期間中の学費は免除する。ただし、休学又は復学した日の属する期分の学費は、返還しない。退学又は除籍されたとき、若しくは退学の処分を受けた場合も同様とする。

## 第10章 大学院聴講生、大学院研究生、大学院科目等履修生等

(大学院聴講生)

第45条 本学大学院の授業科目中、1科目又は数科目の聴講を希望する者については、医学研究科を除き、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、聴講生として入学を許可することがある。

(大学院研究生)

第46条 本学大学院において特定の事項について研究を希望する者については、医学研究科を除き、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、研究生として入学を許可することがある。

(大学院科目等履修生)

第47条 本学大学院の授業科目中、1科目又は数科目の履修を希望する者については、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、科目等履修生として入学を許可することがある。

(大学院受託生)

第48条 本学以外の機関等から、その所属職員について、研究の指導又は研修の委託の願い出があるときは、医学研究科を除き、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、受託生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第49条 他大学の大学院学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることがある。

(その他)

第50条 大学院聴講生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院受託生及び特別研究学生に関する規程は、別に定める。

## 第11章 外国人特別学生

(外国人特別学生)

第51条 外国人で、本学大学院に入学を志願する者があるときは、外国人特別学生として選考の上入学を許可することがある。

② 外国人特別学生には、この学則を準用する。

## 第 1 2 章 学則の改廃

(改廃)

第 5 2 条 大学院学則の改廃は、学長が発議し、研究科教授会及び大学運営会議の意見を聴き、理事会が行う。

附 則

この学則は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 5 9 年 1 1 月 2 7 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 6 2 年 5 月 2 5 日から施行し、昭和 6 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成元年 1 1 月 2 0 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 3 年 1 2 月 2 4 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年11月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年5月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年5月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年11月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年4月1日において現に兵庫医科大学の大学院生である者（第1学年次に在籍する者は除く）及びこれらの者と同一の年次に転入学又は再入学する者に係る所属専攻については、この学則改正後の規程にかかわらず、なお、従前の規程による。

附 則

この改正は、平成18年11月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前に入学した者及びこれらの者と同一の年次に転入学又は再入学する者に係る所属専攻については、この学則改正後の規程にかかわらず、第40条を除き、従前の規程による。

附 則

この改正は、平成19年10月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年7月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年9月27日から施行する。ただし、入学資格の改正については、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、2020年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、2020年11月26日から施行し、第14条第3項の規定ならびに別表の改正については、2020年4月1日から適用する。

附 則

- ①この改正は、2022年4月1日から施行する。
- ②2022年度に兵庫医療大学大学院から、本学の薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科に転入学した学生についての別表2の授業料及び教育充実費は、兵庫医療大学大学院入学時の金額を適用する。

別表1

医学研究科 医科学専攻 博士課程

- ・必修科目は全て「講義6単位」「演習6単位」「実験研究（臨床研究）16単位」「共通コース2単位」「特別講義・共通講義4単位」計34単位
- ・授業科目は、講義・演習・実験研究（臨床研究）を含む。
- ・研究目的により、選択科目として他の授業科目をできるだけ履修すること。  
修得した単位は、講義4単位、演習4単位、実験研究（臨床研究）4単位をそれぞれ超えない範囲で、必修科目に充当することができる。

研究分野	必修科目	選択科目
	授業科目	授業科目
器官・代謝制御系	生化学	生化学
	生物有機化学	生物有機化学
	循環器病学	循環器病学
	消化管疾患学	消化管疾患学

	肝胆膵内科学	肝胆膵内科学
	糖尿病・内分泌・代謝学	糖尿病・内分泌・代謝学
	血液病学	血液病学
	腎臓病学	腎臓病学
	肝胆膵外科学	肝胆膵外科学
	小児外科学	小児外科学
	上部消化管外科学	上部消化管外科学
	下部消化管外科学	下部消化管外科学
	乳腺内分泌外科学	乳腺内分泌外科学
	心臓血管外科学	心臓血管外科学
	呼吸器外科学	呼吸器外科学
	産科学婦人科学	産科学婦人科学
	泌尿器科学	泌尿器科学
	口腔科学	口腔科学
	総合診療内科学	総合診療内科学
	地域総合医療学	地域総合医療学
	臨床検査医学	臨床検査医学
	地域包括ケア学	地域包括ケア学
	炎症性腸疾患学	炎症性腸疾患学
高次神経 制御系	神経生物学	神経生物学
	神経解剖学	神経解剖学
	神経生理学	神経生理学
	生体情報学	生体情報学
	神経薬理学	神経薬理学
	神経内科学	神経内科学
	神経精神医学	神経精神医学
	脳神経外科学	脳神経外科学
	整形外科学	整形外科学
	麻酔科学・疼痛制御科学	麻酔科学・疼痛制御科学
	耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学	耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学
	眼科学	眼科学
	リハビリテーション科学	リハビリテーション科学
	発生生物学	発生生物学
生体応答 制御系	生体機能学	生体機能学
	免疫学	免疫学
	病原寄生虫学	病原寄生虫学
	病原微生物学	病原微生物学
	感染制御学	感染制御学

	分子病理学	分子病理学
	病理診断学	病理診断学
	分子遺伝医学	分子遺伝医学
	臨床免疫学	臨床免疫学
	呼吸器病態学	呼吸器病態学
	小児科学	小児科学
	分子皮膚病態学	分子皮膚病態学
	放射線医学	放射線医学
	救急集中治療医学	救急集中治療医学
	輸血・細胞治療学	輸血・細胞治療学
	胸部腫瘍学	胸部腫瘍学
	放射線腫瘍学	放射線腫瘍学
	医学物理学	医学物理学
	臨床腫瘍薬剤制御学	臨床腫瘍薬剤制御学
生体再生 制御系	造血細胞移植学	造血細胞移植学
	心血管再生医学	心血管再生医学
	臓器再生医学	臓器再生医学
	皮膚再生医学	皮膚再生医学
	形成外科学	形成外科学
	造血幹細胞再生医学	造血幹細胞再生医学
環境病態 制御系	環境病態医学	環境病態医学
	公衆衛生学	公衆衛生学
	法医学	法医学
	災害医学	災害医学
	医療情報学	医療情報学
	医学教育学	医学教育学
	臨床研究学	臨床研究学
	生物統計学	生物統計学
	医療クオリティマネジメント学	医療クオリティマネジメント学

医学研究科 先端医学専攻 博士課程

分子病態 制御系	病態モデル作製学	病態モデル作製学
	分子遺伝子治療学	分子遺伝子治療学
	リウマチ学	リウマチ学
	皮膚病態制御学	皮膚病態制御学
	造血幹細胞学	造血幹細胞学
	アレルギー学	アレルギー学
疼痛情報	疼痛神経科学	疼痛神経科学



制御系	神経機能制御学	神経機能制御学
	疼痛制御医学	疼痛制御医学
	神経治療学	神経治療学
分子再生 医学系	神経再生医学	神経再生医学
	細胞遺伝子治療学	細胞遺伝子治療学

薬学研究科 医療薬学専攻 博士課程

授業科目名		単位数
薬学専門 基礎科目	先端医薬学特論Ⅰ	1
	先端医薬学特論Ⅱ	1
	先端医薬学特論Ⅲ	1
	先端医薬学特論Ⅳ	1
薬学専門 演習科目	医薬品創製科学演習Ⅰ	4
	医薬品創製科学演習Ⅱ	4
	免疫病態制御学演習Ⅰ	4
	免疫病態制御学演習Ⅱ	4
	神経薬理・薬物治療学演習Ⅰ	4
	神経薬理・薬物治療学演習Ⅱ	4
	微生物学演習Ⅰ（基盤的微生物学演習）	4
	微生物学演習Ⅱ（先進的微生物学演習）	4
	分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅰ	4
	分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅱ	4
	医薬品適正治療科学演習Ⅰ （分子薬物動態学演習）	4
	医薬品適正治療科学演習Ⅱ （臨床ゲノム薬理学演習）	4
	応用医療薬学演習Ⅰ	4
	応用医療薬学演習Ⅱ	4
	呼吸器疾患病態治療学演習Ⅰ	4
	呼吸器疾患病態治療学演習Ⅱ	4
薬学研究指導科目	医療薬学特別研究	18

看護学研究科 看護学専攻 修士課程

授業科目名		単位数	
修士課程共通科目	医療統計学特論	1	
	医療倫理学特論	1	
	先進医療支援特論	1	
看護学共通科目	A	看護教育論	2
		看護倫理	2
		看護理論	2
		看護管理論	2
		看護政策論	2
		コンサルテーション論	2
		看護研究	2
		看護研究演習	1
	システムティックレビュー	2	
	B	アドバンスト・フィジカルアセスメント	2
		臨床薬理学・薬物治療特論	2
疾病・病態特論		2	
看護学専門科目	基盤看護学分野	基礎看護学特論	2
		基礎看護学援助特論	2
		基礎看護学演習Ⅰ	2
		基礎看護学演習Ⅱ	2
		基礎看護学演習Ⅲ	2
		基礎看護学特別研究	1 0
		看護教育学特論	2
		看護教育学援助特論	2
		看護教育学演習Ⅰ	2
		看護教育学演習Ⅱ	2
		看護教育学演習Ⅲ	2
		看護教育学特別研究	1 0
		看護開発科学特論	2
		看護開発科学援助特論	2
		看護開発科学演習Ⅰ	2
		看護開発科学演習Ⅱ	2
		看護開発科学演習Ⅲ	2
	看護開発科学特別研究	1 0	
	看護学分野 療養支援	急性病態治療学	2
		急性看護学特論	2
急性看護学援助特論Ⅰ		2	

	急性看護学援助特論Ⅱ	2
	急性看護学援助特論Ⅲ	2
	急性看護学演習ⅠA	2
	急性看護学演習ⅡA	2
	急性看護学演習ⅢA	2
	急性看護学演習ⅠB	2
	急性看護学演習ⅡB	2
	急性看護学演習ⅢB	2
	急性看護学実習Ⅰ	2
	急性看護学実習Ⅱ	2
	急性看護学実習Ⅲ	2
	急性看護学実習Ⅳ	4
	急性看護学特別研究	10
	急性看護学課題研究	2
	がん病態治療学	2
	がん看護学特論	2
	がん看護学援助特論Ⅰ	2
	がん看護学援助特論Ⅱ	2
	がん看護学援助特論Ⅲ	2
	がん看護学演習ⅠA	2
	がん看護学演習ⅡA	2
	がん看護学演習ⅠB	2
	がん看護学演習ⅡB	2
	がん看護学演習Ⅲ	2
	がん看護学実習Ⅰ	2
	がん看護学実習Ⅱ	2
	がん看護学実習Ⅲ	2
	がん看護学実習Ⅳ	2
	がん看護学実習Ⅴ	2
	がん看護学特別研究	10
	がん看護学課題研究	2
	慢性看護学特論	2
	慢性看護学援助特論	2
	慢性看護学演習Ⅰ	2
	慢性看護学演習Ⅱ	2
	慢性看護学演習Ⅲ	2
	慢性看護学特別研究	10
	精神看護学特論	2

		精神看護学援助特論	2	
		精神看護学演習Ⅰ	2	
		精神看護学演習Ⅱ	2	
		精神看護学演習Ⅲ	2	
		精神看護学特別研究	1 0	
	家族支援看護学分野	小児看護学	小児看護学特論	2
			小児看護学援助特論	2
			小児看護学演習Ⅰ	2
			小児看護学演習Ⅱ	2
			小児看護学演習Ⅲ	2
			小児看護学特別研究	1 0
		母性看護学	母性看護学特論	2
			母性看護学援助特論	2
			母性看護学演習Ⅰ	2
			母性看護学演習Ⅱ	2
			母性看護学演習Ⅲ	2
		母性看護学特別研究	1 0	
		助産学	助産学特論	2
			助産学援助特論	2
			助産学演習Ⅰ	2
			助産学演習Ⅱ	2
			助産学演習Ⅲ	2
			助産学特別研究	1 0
		生活支援看護学分野	老年看護学	老年看護学特論
	老年看護学援助特論			2
	老年看護学演習Ⅰ			2
	老年看護学演習Ⅱ			2
	老年看護学演習Ⅲ			2
	老年看護学特別研究			1 0
	地域看護学		地域看護学特論	2
			地域看護学援助特論	2
			地域看護学演習Ⅰ	2
			地域看護学演習Ⅱ	2
			地域看護学演習Ⅲ	2
地域看護学特別研究			1 0	
在宅看護学			在宅看護学特論	2
			在宅看護学援助特論	2
在宅看護学演習Ⅰ	2			

	在宅看護学演習Ⅱ	2
	在宅看護学演習Ⅲ	2
	在宅看護学特別研究	10

医療科学研究科 医療科学専攻 修士課程

		授業科目名	単位数
修士課程共通科目		医療統計学特論	1
		医療倫理学特論	1
		先進医療支援特論	1
医療科学専門基礎科目		リハビリテーション科学研究法	1
		リハビリテーション科学トピックス	2
		リハビリテーション医学特論	1
		疾病・病態特論	2
		リハビリテーション科学教育論（養成校教育）	1
		リハビリテーション科学教育論（臨床教育）	1
		リハビリテーション科学統計学実践特論	1
		体表解剖学実践特論	1
		物理療法実践特論	1
		バイオメカニクス特論	1
		運動生理学特論	1
		精神作業行動特論	1
		高次脳機能特論	1
		身体系作業学特論	1
		地域作業学特論	1
		高機能広汎性発達障害特論	1
		ウイメンズヘルスト論	1
		鑑別診断学（画像診断・臨床検査）	1
		鑑別診断学（臨床推論）	1
		症例提示法特論	1
		症例検討実践特論	1
	教育学特論	2	
医療科学専門科目	病態運動学分野	運動器障害学特論	2
		運動器障害学特論演習	6
		内部障害学特論	2
		内部障害学特論演習	6
		神経障害学特論	2
		神経障害学特論演習	6
	人間活動	身体・認知活動学特論	2

	科学分野	身体・認知活動学特論演習	6
		精神活動学特論	2
		精神活動学特論演習	6
医療科学 研究指導科目		リハビリテーション科学課題研究	8
		リハビリテーション科学研究	8

別表 2

単位 (円)

研究科名	入学 検定料	区分			
		入学金	授業料 (年額)	教育充実費 (年額)	区分合計
医学研究科	30,000	100,000	150,000	100,000	350,000
薬学研究科	30,000	100,000	400,000	100,000	600,000
看護学研究科	30,000	100,000	400,000	100,000	600,000
医療科学研究科	30,000	100,000	400,000	100,000	600,000

※上記金額以外に学外実習に関する費用を個別に徴収する場合がある。

## 変更事項を記載した書類

### 1. 変更の事由

研究科（薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科）の設置

### 2. 変更点

- ・「研究科の目的」に薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科の目的を追加
- ・「大学院教員の資格要件」を削除
- ・「附則」に転入学生の措置を追加
- ・上記の他、研究科新設による各条項における文言の修正

兵庫医科大学大学院学則 変更部分の新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">兵庫医科大学大学院学則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 <u>本学</u>に、兵庫医科大学大学院（以下「<u>本学大学院</u>」という。）を置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 <u>本学大学院は、建学の精神にもとづき、医学・医療の諸理論とその応用について学修・研鑽し、崇高な人間愛を有し、創造性豊かな自立した医学研究者、並びに高度な専門知識・技術を有する医療人を育成する。そのために必要な高度の研究実践能力とその基盤となる豊かな学識を培い、さらに研究活動によって得た成果を社会に還元することで医学・医療の<u>発展</u>に寄与する。</u></p> <p>(研究科の目的)</p> <p>第 3 条 <u>各研究科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>1 <u>医学研究科は、医科学専攻と先端医学専攻を設け、医学に関する高度な専門知識・技術を修得し、高い医学・研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる高度な研究能力を育成する。研究活動によって得た成果を社会に還元し、また、研究成果を世界に発信し、医学・医療の<u>進歩</u>に貢献できる人材を育成する。</u></p>	<p style="text-align: center;">兵庫医科大学大学院学則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 <u>兵庫医科大学</u>（以下「<u>本学</u>」という。）に、兵庫医科大学大学院（以下「<u>本大学院</u>」という。）を置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 <u>本大学院は、理念に内包される医学諸理論とその応用について学修・研鑽し、創造性豊かな自立した研究者、又は高度な専門知識・技術を有する医療人になるために必要な高度の研究能力とその基盤となる豊かな学識及び崇高な人間愛の精神を培うこと、並びに研究活動によって得た成果を社会に還元することで医学・医療の<u>進展</u>に寄与する。</u></p>



2 薬学研究科は、医療薬学専攻を設け、薬学研究を志す者に、薬学に関する高度な専門知識と研究手法を修得させ、高い課題発見能力と研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる力を育成する。研究成果を世界に発信し、地域社会に還元し、薬学の進歩に貢献できる薬剤師、薬学研究者を育成する。

3 看護学研究科は、看護学基礎研究領域及び看護学課題研究・高度実践領域の2領域を設け、それぞれの看護実践の科学的根拠となる基礎理論及びその応用について体系的に学修する。人間性豊かな看護専門職者として、看護学の専門的知識と技術に立脚し、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力、並びに看護現象を科学的に解明する教育・研究能力を育成する。

4 医療科学研究科は、リハビリテーション科学領域として、病態運動学分野及び人間活動科学分野の2分野を設け、それぞれの分野において必要となる理論並びに技術を教授することで、社会に有益な人材を輩出しようとするものである。各分野内には研究を主とするコースと、高度実践専門職者の育成を目指すコースをおき、教育研究活動を推進する人材及びより高度な臨床実践能力をもつ人材を育成する。

(内部質保証)

第4条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、もって本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い公表する。

② 内部質保証に関し必要な事項及び実施体制等は、別に定める。

(研究科)

第5条 本学大学院に次の研究科を置く。

- 1 医学研究科
- 2 薬学研究科
- 3 看護学研究科
- 4 医療科学研究科

(内部質保証)

第3条 本大学院は、建学の精神及び各種方針の具現化のため、内部質保証制度を活用して、教育研究水準の向上に努め、その状況を公表するものとする。

(研究科)

第4条 本大学院に医学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

(専攻、課程及び定員等)

第6条 前条に規定する各研究科の専攻、課程、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻	課程	入学定員	収容定員
医学研究科	医科学専攻	博士課程	40名	160名
	先端医学専攻	博士課程	20名	80名
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	3名	12名
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	8名	16名
医療科学研究科	医療科学専攻	修士課程	8名	16名

(課程の目的)

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

② 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第8条 修士課程の標準修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えてはならない。

② 博士課程の標準修業年限は4年とし、在学年限は8年を超えてはならない。

③ 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出た時は、医学研究科を除き、各研究科の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。(以下「長期履修」という。)

④ 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻)

第5条 研究科には、次に掲げる専攻を設ける。

医科学専攻

先端医学専攻

(課程)

第6条 本大学院の課程は、博士課程とする。

(修業年限及び在学年限)

第7条 修業年限は、4年を標準とし、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

② 前項の規定に関らず、特別の理由により指導教授を経て学長の許可を得た場合には、在学期間を8年まで延長することができる。

(第6条に移行)

## 第2章 組織運営

(教員組織)

第9条 研究科における授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、研究科ごとに大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定める資格を有する教員（以下「大学院担当教員」という。）が担当するものとする。

② 大学院担当教員は、学部、研究所等の教員が兼ねることができる。

(削除)

(学生定員)

第8条 学生定員は、次の表のとおりとする。

専攻名	研究分野名	年当定員	総定員
医科学専攻	器官・代謝制御系	40	160
	高次神経制御系		
	生体応答制御系		
	生体再生制御系		
	環境病態制御系		
先端医学専攻	分子病態制御系	20	80
	疼痛情報制御系		
	分子再生医学系		
計		60	240

## 第2章 組織運営

(教員組織)

第9条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本学所属の教授（以下「研究科教授」という。）、准教授、講師及び助教をもって充てるものとする。

② 大学院の教員は、学部、研究所等の教員が兼ねることができる。

(大学院教員の資格要件)

第10条 担当教員は、担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- 1 博士の学位を有し、研究上の著名な業績を有する者
- 2 研究上の業績が第1号の者に準ずると認められる者
- 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

③ 医学研究科の各専攻に、研究の指導、学位論文の作成等の指導にあたり、学位申請における責任を担う者を置き、第1項に定める「大学院担当教員」のうち医学研究科の教授（以下「指導教授」という。）がこれに充たる。ただし、第1項に定める医学研究科の教員のうち教授以外の者から、学長が指名する者をもって指導教授の任を委嘱することができる。

(研究科長)

第10条 各研究科に研究科長を置き、基礎となる学部の学部長をもって充てる。

② 研究科長は、各研究科の学事を統括する。

(研究科教授会)

第11条 各研究科に研究科教授会を置く。

② 研究科教授会組織は以下のとおりとする。

- 1 医学研究科の研究科教授会は、研究科長及び専任の教授をもって構成する。
- 2 薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科の研究科教授会は、研究科長並びに研究指導教員又は研究指導補助教員である専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。
- 3 いずれの研究科教授会も、研究科長が必要と認めた場合は、構成員以外の教職員を出席させることができる。

③ 研究科教授会は、次の事項を審議し、学長が当該事項を決定するに当たり意見を述べるものとする。

- 1 学生の入学、進級及び課程の修了に関する事項
- 2 学位の授与に関する事項
- 3 学生の身分に関する事項
- 4 教育課程に関する事項
- 5 教員の人事に関する事項
- 6 研究に関する事項
- 7 教育研究に関する規程の制定、改廃に関する事項

(指導教授)

第11条 各専攻に、研究の指導、学位論文の作成等の指導にあたり、学位申請における責任を担う者を置き、これを「指導教授」と称する。

② 指導教授は、研究科教授をもって充てる。ただし、第9条第1項に定める教員のうち研究科教授以外の者から、学長が指名する者をもって指導教授の任を委嘱することができる。

(研究科教授会)

第12条 研究科に研究科教授会（以下「教授会」という。）を置き、学長、副学長、研究科教授をもって組織する。

② 教授会は学長が召集し、その議長となる。

第13条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 1 学生の入学、進級及び課程の修了に関すること
- 2 学位の授与に関すること
- 3 学生の身分に関すること
- 4 教育課程の編成に関すること
- 5 教員の人事に関すること
- 6 研究に関すること
- 7 教育研究に関する規程の制定、並びに改廃に関すること

<p>8 学位論文に関する事項</p> <p>9 研究科の運営に関する重要な事項</p> <p>10 その他学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と定める事項</p> <p>④ 前項に規定するもののほか、<u>学長及び研究科長（以下「学長等」という。）</u>がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>⑤ <u>研究科教授会に関する規程は、別に定める。</u></p>	<p>8 <u>前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項については別に定める。</u></p> <p>② <u>教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べる</u>ことができる。</p> <p>1 <u>教育課程の編成以外の学生教育に関すること</u></p> <p>2 <u>学生の厚生補導に関すること</u></p> <p>3 <u>教育研究費予算に関すること</u></p> <p>③ <u>その他、教授会に関する必要な事項は別に定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">第3章 教育方法等</p> <p>(教育方法)</p> <p>第12条 <u>本学大学院の教育は、研究科が定めるところによる所定の科目の授業並びに研究指導等によって行う。</u></p> <p>② 前項の教育は、多様なメディアを高度に利用し、当該教育を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>③ 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p> <p>(授業科目及び単位数等)</p> <p>第13条 研究科の専攻別授業科目及び単位数は、<u>別表1</u>のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 教育方法等</p> <p>(教育方法)</p> <p>第14条 <u>本大学院の教育は、研究科が定めるところによる所定の科目の授業並びに研究指導等によって行う。</u></p> <p>② 前項の教育は、多様なメディアを高度に利用し、当該教育を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>③ 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p> <p>(授業科目及び履修方法)</p> <p>第15条 研究科の専攻別授業科目及び単位数並びに履修方法は、<u>別表</u>のとおりとする。</p>

<p>(履修科目の選定及び届出)</p> <p><u>第14条</u> 履修する授業科目の選定は、<u>医学研究科は指導教授、その他の研究科は研究指導教員</u>の承認を受けた後、学長に届出るものとする。</p> <p>(他の専攻分野の授業科目等の履修)</p> <p><u>第15条</u> 学長は、<u>指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めたときは、研究科教授会の意見を聴き、他の専攻分野の授業科目等を履修させ、これを所定の単位に充当することができる。</u></p> <p>(他大学の大学院等の授業科目の履修並びに研究指導)</p> <p><u>第16条</u> 学長は、<u>指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めたときは、研究科教授会の意見を聴き、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、15単位を超えない範囲でこれを所定の単位に充当することができる。</u></p> <p>② 学長は、前項のほか、必要ときは、<u>他大学の大学院等において研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生にあつては、研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。</u></p> <p>(入学前の既修得単位の認定)</p> <p><u>第17条</u> <u>薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科において、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前の大学院における既修得単位(科目等履修生等として修得した単位を含む。)</u>について、<u>本学大学院において修得した単位として認めることができる。</u></p> <p>② <u>前項により、本学大学院において修得した単位として認めることができる単位数は、他大学の大学院等における履修認定単位数とあわせて15単位を超えないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 試験、課程の修了要件及び学位</p> <p>(試験)</p>	<p>(履修科目の選定及び届出)</p> <p><u>第16条</u> 履修する授業科目の選定は、<u>指導教授</u>の承認を受けた後、学長に届出るものとする。</p> <p>(他の専攻分野の授業科目等の履修)</p> <p><u>第17条</u> 学長は、<u>指導教授が研究指導上必要と認めたときは、教授会の意見を聴き、他の専攻分野の授業科目等を履修させ、これを所定の単位に充当することができる。</u></p> <p>(他大学の大学院等の授業科目の履修並びに研究指導)</p> <p><u>第18条</u> 学長は、<u>指導教授が教育上必要と認めたときは、教授会の意見を聴き、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、10単位を超えない範囲でこれを所定の単位に充当することができる。</u></p> <p>② 学長は、前項のほか、必要ときは、<u>他大学の大学院等において研究指導を受けることを認めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 試験、課程の修了要件及び学位</p> <p>(試験)</p>
---	--

第18条 専攻分野の正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、所定の期間内に試験（以下「科目試験」という。）を行う。ただし、平常の成績及びレポート等により、科目試験に代えることができる。

② 科目試験の実施方法は、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

（追試験）

第19条 学長は、疾病その他のやむを得ない事由によって、科目試験を受けられなかった者に対しては、追試験を行うことができる。

（成績の評価）

第20条 科目試験の成績評価は、別に定める。

（単位の認定）

第21条 前条の規定により科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（修了要件）

第22条 修士課程の修了の要件は、本学大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足り

第19条 専攻分野の正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、所定の期間内に試験（以下「科目試験」という。）を行う。ただし、平常の成績及びレポート等により、科目試験に代えることができる。

② 科目試験の実施方法は、教授会の意見を聴き、学長が定める。

（追試験）

第20条 学長は、疾病その他のやむを得ない事由によって、科目試験を受けられなかった者に対しては、追試験を行うことができる。

（成績の評価）

第21条 第19条第1項及び第20条の規定に基づく科目試験の成績評価は、優、良、可、不可とし、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

② 成績評価は、次の基準によるものとする。

優 100点から80点まで

良 79点から70点まで

可 69点から65点まで

不可 64点以下

（単位の認定）

第22条 前条の規定により科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。

② 単位の修得については、別に定める。

（課程の修了要件）

第23条 本大学院博士課程の修了要件は、原則として研究科に4年以上在学し、所定の授業科目を34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、在学年限に関しては、極めて優秀な者で、所定の要件を満たした場合は、3年以上の在学年数とすることができる。

るものとする。

② 博士課程の修了の要件は、本学大学院に4年以上在学し、研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本学大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第23条 学位論文及び最終試験に関する事項は、別に定める。

(学位論文の審査等)

第24条 学位論文及び最終試験は、研究科教授会の意見を聴き、学長が合否を決定する。

(第25条第3項に移行)

(学位の授与)

第25条 学長は、前条により本学大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研究科名	専攻名	課程	学位
医学研究科	医科学専攻	博士課程	博士(医学)
	先端医学専攻	博士課程	博士(医学)
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	博士(薬学)
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	修士(看護学)

(学位論文の提出及び最終試験)

第24条 学位論文は、原則として第3学年修了後に学長に提出し、最終試験を受けられるものとする。ただし、早期学位授与に係る学位論文については、第3学年次に提出することができる。

② 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について、口答又は筆答により行う。

(学位論文の審査等)

第25条 学位論文及び最終試験は、教授会の意見を聴き、学長が合否を決定する。

② 学位論文の審査その他の学位に関する必要な事項は、兵庫医科大学大学院学位規程(以下「学位規程」という。)による。

(学位の授与)

第26条 学長は、博士課程を修了した者には、学位規程の定めるところにより、博士(医学)の学位を授与する。



② 医学研究科において、学長は、博士課程を経ない者又は修了しない者で、学位規程に定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者には、博士（医学）の学位を授与する。

③ その他学位に関する必要な事項は、兵庫医科大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）に定める。

## 第5章 学年、学期及び休業日

（学年）

第26条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学期）

第27条 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第28条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

1 日 曜 日

2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

3 春 季 休 業 日

4 夏 季 休 業 日

5 冬 季 休 業 日

② 前項第3号から5号については、別に定める。

③ 必要がある場合は、学長は、第1項の休業日を変更することができる。

④ 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第27条 学長は、博士課程を経ない者又は修了しない者で、学位規程に定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者には、博士（医学）の学位を授与する。

## 第5章 学年、学期及び休業日

（学年）

第28条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学期）

第29条 学年を分けて、次の2学期とする。

前 学 期 4月1日から9月30日まで

後 学 期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第30条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

1 日 曜 日

2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

3 春 季 休 業 日

4 夏 季 休 業 日

5 冬 季 休 業 日

② 前項第3号から5号については、別に定める。

③ 必要がある場合は、学長は、第1項の休業日を変更することができる。

④ 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 入学、休学、退学等

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第30条 医学研究科博士課程及び薬学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- 2 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 3 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 4 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- 5 文部科学大臣の指定した者
- 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号又は第2号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

② 看護学研究科修士課程及び医療科学研究科修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、看護学研究科修士課程においては、看護師免許を取得している者とする。

- 1 大学を卒業した者
- 2 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- 3 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 4 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者
- 5 文部科学大臣の指定した者
- 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

第6章 入学、休学、退学等

(入学資格)

第31条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学、薬学を履修する課程を卒業した者
- 2 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学、薬学）を修了した者
- 3 文部科学大臣の指定した者
- 4 大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学、薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると、本大学院が認めた者

<p><u>(入学者の選考)</u></p> <p><u>第31条</u> 入学者は、研究科教授会で選考の上、学長が合格者を決定する。</p> <p><u>② 選考方法は、各研究科の定めるところによる。</u></p> <p><u>(入学手続き)</u></p> <p><u>第32条</u> 前条の選考に合格した者は、指定する期日までに、<u>入学金、授業料等を納入するとともに、本学大学院所定の書類を添えて入学の手続きを完了しなければならない。</u></p> <p><u>(入学許可)</u></p> <p><u>第33条</u> 学長は、前条の手続きを完了した者につき、<u>入学を許可する。</u></p> <p style="text-align: right;">(第29条へ移行)</p> <p style="text-align: right;">(第32条へ移行)</p> <p><u>② 入学を許可された者が、指定の期日までに前条の手続きをしないときは、入学許可を取消す。</u></p> <p><u>(休学及び復学)</u></p> <p><u>第34条</u> 疾病その他のやむを得ない事由により、<u>3ヶ月を超えて出席することができないときは、事由を具して保証人連署の上学長に願い出て、その許可を得、休学することができる。ただし、疾病の場合は、診断書を添付しなければならない。</u></p>	<p><u>(入学志願の手続)</u></p> <p><u>第32条</u> 入学を志願する者は、<u>入学願書に所定の書類及び入学検定料30,000円を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。</u></p> <p><u>(入学許可)</u></p> <p><u>第33条</u> 学長は、<u>入学志願者に対しては、教授会の定めるところにより、選考の上入学を許可する。</u></p> <p><u>(入学の時期)</u></p> <p><u>第34条</u> 入学の時期は、<u>学年の始めとする。</u></p> <p><u>(入学手続)</u></p> <p><u>第35条</u> 入学を許可された者は、<u>学長の指定する期日までに保証人2人を定め、所定の身元保証書及び誓約書を提出し、入学金を納付しなければならない。</u></p> <p><u>(入学許可の取消)</u></p> <p><u>第36条</u> <u>入学を許可された者が、指定の期日までに前条の手続きをしないときは、入学許可を取消す。</u></p> <p><u>(休学及び復学)</u></p> <p><u>第37条</u> 疾病その他のやむを得ない事由により、<u>2か月を超えて出席することができないときは、事由を具して保証人連署の上学長に願い出て、その許可を得、休学することができる。疾病の場合は、診断書を添付しなければならない。</u></p>
---	--

② 疾病その他の事由により修学することが不適当と認められる場合には、学長は休学をさせることができる。

③ 休学期間は、医学研究科はその年度末までの1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができるが、通算して2年を超えることはできない。その他の研究科は、連続して2年又は通算して修業年限を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができる。

④ 休学期間は、これを在学期間に算入しない。

⑤ 休学している者又は休学期間を終了した者が、復学しようとするときは、その事由が消滅したことを証する書類を付した復学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、疾病などによる休学の場合は、休学事由が消滅したと認めた医師の診断書を添付しなければならない。この場合、本学は、本学が承認した医療機関又は医師の診断書を提出させることがある。

(退学)

第35条 疾病その他のやむを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、保証人連署で学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。

(転入学、再入学)

第36条 他大学の大学院から転入学を志願するときは、選考の上許可することができる。

② 学長は、前条の規定により退学した者で、再入学を願い出た者については、欠員のある場合又は、教育に妨げのない場合に限り、選考により相当の学年に入学を許可することがある。

③ 既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

④ 修業すべき年数の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

② 疾病その他の事由により修学することが不適当と認められる場合には、学長は休学をさせることができる。

③ 休学期間は、その年度末までの1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができる。

④ 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

⑤ 休学期間は、これを在学期間に算入しない。

⑥ 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(退学及び再入学)

第38条 疾病その他のやむを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、保証人連署で学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。

② 学長は、前項の規定により退学した者で、再入学を願い出た者については、欠員のある場合に限り、選考により相当の学年に入学を許可することがある。

(外国留学)

第37条 外国の大学院に留学を志望する学生は、書面をもって学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

② 前項の許可を得て留学した期間は、第22条に定める課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。

③ 外国留学において、修得した単位の取扱いは、第16条第1項の規定を準用する。

(専攻の変更)

第38条 学長は、専攻の変更を志願するときは、選考の上許可することができる。

② 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、学長が行う。

(除籍)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者については、研究科教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 1 死亡、又は長期にわたり行方不明の者
- 2 第8条の在学年限を超えた者
- 3 第34条第3項の休学期間を超えた者
- 4 授業料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- 5 疾病、その他の事由により成業の見込みがないと認められる者
- 6 他の大学院、大学、短期大学、又は高等専門学校に在籍していることが明らかになった者

② 除籍の手続きについては、別に定める。

(特別研究学生の外国留学)

第39条 外国の大学院に留学を志望する学生は、書面をもって学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

② 前項の許可を得て留学した期間は、第23条に定める課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。

③ 外国留学において、修得した単位の取扱いは、第18条第1項の規定を準用する。

(専攻の変更等)

第40条 学長は、専攻の変更又は他大学の大学院から転学を志願するときは、選考の上許可することができる。

② 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、学長が行う。

(除籍)

第41条 次の各号の一に該当する学生は、これを除籍することができる。

- 1 死亡した者
- 2 所定の在学期間を超えた者
- 3 授業料の納付を怠り、督促を受けても納付しない者

② 除籍の手続きについては別に定める。

第7章 学生行動規範

第40条 学生の心得、規律等については、別に定める。

第8章 賞 罰

(表彰)

第41条 学業成績が特に優秀な者、又は他の学生の模範となる行為をした者は、表彰する。

② 表彰は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

(懲戒)

第42条 本学の規則に違背した者、又は学生の本分に反する行為があった者は、懲戒に関する手続きを経て懲戒する。ただし、その情状によっては、懲戒の程度を軽減し、あるいは懲戒しないことがある。

② 懲戒は、戒告、停学及び退学の3種とする。

③ 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。

- 1 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
- 2 ハラスメント等、著しく人権を侵害する行為
- 3 学生の本分に背く行為
- 4 本学の名誉を汚す行為
- 5 本学の学則及び規程に違反する行為
- 6 研究倫理に反する行為
- 7 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為

④ 懲戒は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

⑤ 懲戒に関する規程は、別に定める。

第7章 学生行動規範

第42条 学生の心得、規律等については、別に定める。

第8章 賞 罰

(表彰)

第43条 学業成績が特に優秀な者、又は他の学生の模範となる行為をした者は、表彰する。

② 表彰は、教授会の意見を聴き、学長が行う。

(懲戒)

第44条 本学の規則に違背した者、又は学生の本分に反する行為があった者は、懲戒に関する手続きを経て懲戒する。ただし、その情状によっては、懲戒の程度を軽減し、あるいは懲戒しないことがある。

② 懲戒は、戒告、停学及び退学の3種とする。

③ 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。

- 1 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
- 2 ハラスメント等、著しく人権を侵害する行為
- 3 学生の本分にそむき、本学の名誉を汚す行為
- 4 本学の学則及び規程に違反する行為
- 5 論文等執筆における学問的倫理に反する行為
- 6 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為

④ 懲戒は、教授会の意見を聴き、学長が行う。

⑤ 学生の懲戒に関する規程は別に定める。

第9章 学 費 等

(入学検定料及び授業料等)

第43条 入学検定料及び授業料等については、別表2に示すとおりとする。

② 授業料等は、次の期間に納付しなければならない。

1 医学研究科

一年分 4月1日から4月15日まで

2 薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科

前期分 4月1日から4月15日まで

後期分 10月1日から10月15日まで

(休学、復学、退学及び除籍の場合の授業料等)

第44条 休学期間中の学費は免除する。ただし、休学又は復学した日の属する期分の学費は、返還しない。退学又は除籍されたとき、若しくは退学の処分を受けた場合も同様とする。

第10章 大学院聴講生、大学院研究生、大学院科目等履修生等

(大学院聴講生)

第45条 本学大学院の授業科目中、1科目又は数科目の聴講を希望する者については、医学研究科を除き、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、聴講生として入学を許可することがある。

(大学院研究生)

第46条 本学大学院において特定の事項について研究を希望する者については、医学研究科を除き、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、研究生として入学を許可することがある。

第9章 学 費 等

(学費等)

第45条 入学金及び学費は、それぞれ次のとおりとする。

入 学 金 100,000円

授 業 料 150,000円(年額)

実験実習費 100,000円(年額)

(学費の納付)

第46条 学費は、毎年4月15日までに納付しなければならない。

② 休学期間中の学費は免除する。ただし、休学又は復学した日の属する期分の学費は、返還しない。退学し又は除籍されたとき、若しくは退学の処分を受けた場合も同様とする。

第10章 特別聴講学生、特別研究学生

<p>(大学院科目等履修生)</p> <p><u>第47条</u> 本学大学院の授業科目中、1科目又は数科目の履修を希望する者については、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、科目等履修生として入学を許可することがある。</p> <p>(大学院受託生)</p> <p><u>第48条</u> 本学以外の機関等から、その所属職員について、研究の指導又は研修の委託の願い出があるときは、医学研究科を除き、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、受託生として入学を許可することがある。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(特別研究学生)</p> <p><u>第49条</u> 他大学の大学院学生で、<u>本学</u>において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることがある。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第50条</u> 大学院聴講生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院受託生及び特別研究学生に関する規程は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第11章 外国人特別学生</p> <p>(外国人特別学生)</p> <p><u>第51条</u> 外国人で、<u>本学</u>大学院に入学を志願する者があるときは、外国人特別学</p>	<p>(特別聴講学生)</p> <p><u>第47条</u> 他大学の大学院学生等で、<u>本大学院</u>において授業科目を履修しようとする者があるときは、当該大学との協議等に基づき、特別聴講学生として受け入れることがある。</p> <p><u>② 特別聴講学生には単位を付与することができる。</u></p> <p>(特別研究学生)</p> <p><u>第48条</u> 他大学の大学院学生で、<u>本大学院</u>において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることがある。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第49条</u> 特別聴講学生及び特別研究学生については、別に定めるほかはこの学則及び関係の規程を準用する。</p> <p style="text-align: center;">第11章 外国人特別学生</p> <p>(外国人特別学生)</p> <p><u>第50条</u> 外国人で、<u>本大学院</u>に入学を志願する者があるときは、外国人特別学</p>
---	--



生として選考の上入学を許可することがある。

② 外国人特別学生には、この学則を準用する。

第12章 学則の改廃

(改廃)

第52条 大学院学則の改廃は、学長が発議し、研究科教授会及び大学運営会議の意見を聴き、理事会が行う。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

(中 略)

附 則

① この改正は、2022年4月1日から施行する。

② 2022年度に兵庫医療大学大学院から、本学の薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科に転入学した学生についての別表2の授業料及び教育充実費は、兵庫医療大学大学院入学時の金額を適用する。

別表1 (各研究科科目一覧及び単位数)

(医学研究科科目一覧 省略)

■ 薬学研究科 医療薬学専攻 博士課程

授業科目名		単位数
薬学専門	先端医薬学特論Ⅰ	1
基礎科目	先端医薬学特論Ⅱ	1

として選考の上入学を許可することがある。

② 前項の学生は、定員外とする。

③ 外国人特別学生には、この学則を準用する。

第12章 学則の改廃

(改廃)

第51条 この学則の改廃は、学長が発議し、理事会が行う。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

(中 略)

別表1 (医学研究科科目一覧及び単位数)

(医学研究科科目一覧 省略)

	先端医薬学特論Ⅲ	1
	先端医薬学特論Ⅳ	1
薬学専門演習科目	医薬品創製科学演習Ⅰ	4
	医薬品創製科学演習Ⅱ	4
	免疫病態制御学演習Ⅰ	4
	免疫病態制御学演習Ⅱ	4
	神経薬理・薬物治療学演習Ⅰ	4
	神経薬理・薬物治療学演習Ⅱ	4
	微生物学演習Ⅰ（基盤の微生物学演習）	4
	微生物学演習Ⅱ（先進的微生物学演習）	4
	分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅰ	4
	分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅱ	4
	医薬品適正治療科学演習Ⅰ （分子薬物動態学演習）	4
	医薬品適正治療科学演習Ⅱ （臨床ゲノム薬理学演習）	4
	応用医療薬学演習Ⅰ	4
	応用医療薬学演習Ⅱ	4
	呼吸器疾患病態治療学演習Ⅰ	4
	呼吸器疾患病態治療学演習Ⅱ	4
	医療薬学特別研究	18
薬学研究指導科目	医療薬学特別研究	18
■ 看護学研究科 看護学専攻 修士課程		
	授業科目名	単位数
修士課程共通科目	医療統計学特論	1
	医療倫理学特論	1
	先進医療支援特論	1

		看護教育論	2	
		看護倫理	2	
看護学 共通科目	A	看護理論	2	
		看護管理論	2	
		看護政策論	2	
		コンサルテーション論	2	
		看護研究	2	
		看護研究演習	1	
		システムティックレビュー	2	
	B	アドバンスト・フィジカルアセスメント	2	
		臨床薬理学・薬物治療特論	2	
		疾病・病態特論	2	
看護学 専門科目	基盤看護学 分野	基礎看護学特論	2	
		基礎看護学援助特論	2	
		基礎看護学演習Ⅰ	2	
		基礎看護学演習Ⅱ	2	
		基礎看護学演習Ⅲ	2	
		基礎看護学特別研究	10	
		看護教育学特論	2	
		看護教育学援助特論	2	
		看護教育学演習Ⅰ	2	
		看護教育学演習Ⅱ	2	
		看護教育学演習Ⅲ	2	
		看護教育学特別研究	10	
		看護開発科学特論	2	
		看護開発科学援助特論	2	
		看護開発科学演習Ⅰ	2	
		看護開発科学演習Ⅱ	2	

		看護開発科学演習Ⅲ	2	
		看護開発科学特別研究	10	
看護学専門科目	療養支援看護学分野	急性病態治療学	2	
		急性看護学特論	2	
		急性看護学援助特論Ⅰ	2	
		急性看護学援助特論Ⅱ	2	
		急性看護学援助特論Ⅲ	2	
		急性看護学演習ⅠA	2	
		急性看護学演習ⅡA	2	
		急性看護学演習ⅢA	2	
		急性看護学演習ⅠB	2	
		急性看護学演習ⅡB	2	
		急性看護学演習ⅢB	2	
		急性看護学実習Ⅰ	2	
		急性看護学実習Ⅱ	2	
		急性看護学実習Ⅲ	2	
		急性看護学実習Ⅳ	4	
		急性看護学特別研究	10	
		急性看護学課題研究	2	
		がん病態治療学	2	
		がん看護学特論	2	
		がん看護学援助特論Ⅰ	2	
		がん看護学援助特論Ⅱ	2	
		がん看護学援助特論Ⅲ	2	
		がん看護学演習ⅠA	2	
		がん看護学演習ⅡA	2	
		がん看護学演習ⅠB	2	
		がん看護学演習ⅡB	2	

		がん看護学演習Ⅲ	2	
		がん看護学実習Ⅰ	2	
看護学専門科目	療養支援看護学分野	がん看護学実習Ⅱ	2	
		がん看護学実習Ⅲ	2	
		がん看護学実習Ⅳ	2	
		がん看護学実習Ⅴ	2	
		がん看護学特別研究	10	
		がん看護学課題研究	2	
		慢性看護学特論	2	
		慢性看護学援助特論	2	
		慢性看護学演習Ⅰ	2	
		慢性看護学演習Ⅱ	2	
		慢性看護学演習Ⅲ	2	
		慢性看護学特別研究	10	
		精神看護学特論	2	
		精神看護学援助特論	2	
		精神看護学演習Ⅰ	2	
		精神看護学演習Ⅱ	2	
		精神看護学演習Ⅲ	2	
	精神看護学特別研究	10		
	家族支援看護学分野	小児看護学特論	2	
		小児看護学援助特論	2	
		小児看護学演習Ⅰ	2	
		小児看護学演習Ⅱ	2	
		小児看護学演習Ⅲ	2	
小児看護学特別研究		10		
母性看護学特論		2		
母性看護学援助特論		2		

		母性看護学演習Ⅰ	2	
		母性看護学演習Ⅱ	2	
	家族支援看護学分野	母性看護学演習Ⅲ	2	
		母性看護学特別研究	10	
		助産学特論	2	
		助産学援助特論	2	
		助産学演習Ⅰ	2	
		助産学演習Ⅱ	2	
		助産学演習Ⅲ	2	
		助産学特別研究	10	
		生活支援看護学分野	老年看護学特論	2
	老年看護学援助特論		2	
	老年看護学演習Ⅰ		2	
	老年看護学演習Ⅱ		2	
	老年看護学演習Ⅲ		2	
	老年看護学特別研究		10	
	地域看護学特論		2	
	地域看護学援助特論		2	
	地域看護学演習Ⅰ		2	
	地域看護学演習Ⅱ		2	
	地域看護学演習Ⅲ		2	
	地域看護学特別研究		10	
在宅看護学特論	2			
在宅看護学援助特論	2			
在宅看護学演習Ⅰ	2			
在宅看護学演習Ⅱ	2			
在宅看護学演習Ⅲ	2			
在宅看護学特別研究	10			

■ 医療科学研究科 医療科学専攻 修士課程

授業科目名		単位数
修士課程共通科目	医療統計学特論	
	医療倫理学特論	
	先進医療支援特論	
医療科学専門基礎科目	リハビリテーション科学研究法	1
	リハビリテーション科学トピックス	2
	リハビリテーション医学特論	1
	疾病・病態特論	2
	リハビリテーション科学教育論（養成校教育）	1
	リハビリテーション科学教育論（臨床教育）	1
	リハビリテーション科学統計学実践特論	1
	体表解剖学実践特論	1
	物理療法実践特論	1
	バイオメカニクス特論	1
	運動生理学特論	1
	精神作業行動特論	1
	高次脳機能特論	1
	身体系作業学特論	1
	地域作業学特論	1
	高機能広汎性発達障害特論	1
	ウイメンズヘルス特論	1
	鑑別診断学（画像診断・臨床検査）	1
	鑑別診断学（臨床推論）	1
	症例提示法特論	1
症例検討実践特論	1	

		教育学特論	2
		鑑別診断学（画像診断・臨床検査）	1
		鑑別診断学（臨床推論）	1
		症例提示法特論	1
		症例検討実践特論	1
		教育学特論	2
医療科学 専門科目	病態 運動学 分野	運動器障害学特論	2
		運動器障害学特論演習	6
		内部障害学特論	2
		内部障害学特論演習	6
		神経障害学特論	2
		神経障害学特論演習	6
	科学 分野 人間 活動	身体・認知活動学特論	2
		身体・認知活動学特論演習	6
		精神活動学特論	2
		精神活動学特論演習	6
医療科学 研究指導科目	リハビリテーション科学課題研究	8	
	リハビリテーション科学研究	8	



別表 2

単位 (円)

研究科名	入学 検定料	区分			
		入学金	授業料 (年額)	教育充実費 (年額)	区分合計
医学研究科	30,000	100,000	150,000	100,000	350,000
薬学研究科	30,000	100,000	400,000	100,000	600,000
看護学研究科	30,000	100,000	400,000	100,000	600,000
医療科学研究科	30,000	100,000	400,000	100,000	600,000

※上記金額以外に学外実習に関する費用を個別に徴収する場合がある。

## 兵庫医科大学大学運営会議規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、学則第16条第3項の規定に基づき、大学運営会議（以下「会議」という。）に関して必要な事項を定める。

### （役割）

第2条 会議は、本学の運営に関する次の各号に掲げる事項について審議し、学長が当該事項の決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 1 将来計画に関する事項
- 2 教育研究活動に係る基本方針及び計画に関する事項
- 3 入試に関する基本方針に関する事項
- 4 学則その他重要な規程等の制定及び改廃に関する事項
- 5 教育研究予算に関する事項
- 6 内部質保証に関する事項
- 7 教員その他重要な人事に関する事項
- 8 学部間、研究科間の調整に関する事項
- 9 その他学長が必要と認める重要事項

### （構成員）

第3条 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 1 学長
- 2 副学長
- 3 学部長

### （会議）

第4条 会議は、学長が招集し、その議長となる。ただし、学長に事故があるときは、学長があらかじめ指名した者がこれを代行する。

- ② 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- ③ 議長は、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。
- ④ 会議の議事については、議事録を作成し、構成員の確認を得なければならない。

### （開催）

第5条 会議は原則として、月1回定例開催する。ただし、臨時に開催が必要な場合は、学長が召集することができる。

(役員会への報告)

第6条 学長は、常務会、理事会に必要な応じて大学運営会議審議事項等を報告する。

(事務)

第7条 会議の事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長が発議し、大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

附 則

①この規程は、平成28年4月1日から施行する。

②この規程の制定に伴い、「兵庫医科大学学長・副学長会議に関する内規」(平成27年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この改正は、2022年4月1日から施行する

# 兵庫医科大学研究科教授会規程（案）

## （目的）

第1条 この規程は、大学院学則第11条第5項の規定に基づき、研究科教授会に関する必要な事項を定める。

## （構成）

第2条 研究科教授会は、大学院学則第11条第2項に基づき、以下の者をもって構成する。

- 1 医学研究科教授会は、研究科長及び専任の教授をもって構成する。ただし、臨床教授及び教育教授等は、この専任の教授には含まれないものとする。
- 2 薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科の各教授会は、研究科長並びに研究指導教員又は研究指導補助教員である専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。

## （審議）

第3条 研究科教授会は、大学院学則第11条第3項に基づく事項を審議し、学長に意見を述べるものとし、同条第4項に基づき学長及び研究科長の求めに応じて、意見を述べることができる。

## （議長・招集）

第4条 研究科長は、研究科教授会を招集し、その議長となる。

- ② 研究科長に事故があるときは、研究科長があらかじめ指名した者がこれを代行する。
- ③ 研究科教授会を招集するには、あらかじめその目的である事項を文書で通知する。ただし、急を要するときはこの限りでない。
- ④ 議長は、研究科教授会の運営等について、学長と事前協議するものとする。

## （開催）

第5条 研究科教授会は、原則として月1回定例開催する。ただし、必要あるときは随時開くことができる。

## （定足数）

第6条 研究科教授会は、第2条に規定する構成員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

- ② 次の各号のいずれかに該当する者は、特別な定めがある場合を除き構成員の総数から除外する。
  - 1 引続き2月以上にわたり研究科教授会に出席することができないと認められる者
  - 2 海外に出張中の者

(研究科教授会構成員以外の出席)

第7条 議長は、必要に応じて構成員以外の者を臨時に出席させ意見を聴くことができる。

② 議長は、必要に応じて、教職員を出席させることができる。

(議事録作成・公開)

第8条 研究科教授会の議事については、議事録を作成し、研究科教授会構成員の確認を得なければならない。

② 研究科教授会の議事次第は、学内外に公開する。

③ 研究科教授会の議事要旨は、学内に公開する。

④ 研究科教授会における発言は、公開しない。

(各種委員会の設置)

第9条 研究科教授会は、必要に応じて、各種の委員会を置く。

② 委員会に関する規程は、別に定める。

(役員会への報告)

第10条 学長は、常務会、理事会に必要に応じて研究科教授会審議事項等を報告する。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長が発議し、研究科教授会及び大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

附 則

この規程は、平成27年5月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2022年4月1日から施行する。